

組合からの重要なお知らせ

平成27年4月分(5/18引落し分)から 保険料が変わります

本組合は平成25年4月に保険料を改定しましたが、その後も組合の財政は保険給付費や支援金・納付金の増大により厳しさを増し、積立金は財政赤字の補填により、平成26年度末時点で法定充足率を若干上回る程度となり、運転資金への繰り入れが大変難しい状況となっております。そのため、国保問題特別検討委員会や理事会、組合会で慎重に審議を重ねた結果、平成27年度から保険料の引き上げをお願いすることになりました。このたびの大幅な引き上げは、今後3年間、基礎賦課額(医療保険料)は改定しないことを原則とするものです。(ただし、後期高齢者支援金及び介護保険料については前年度決算に基づき改定します。)

加入者の皆様の健康な生活を支える組合の安定的な運営のため、何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成27年4月分からの国民健康保険料の月額内訳は、次のとおりです。

・第1種組合員 (事業主)	1人につき月額 29,400円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 25,000円 + 4,400円)
・第2種組合員 (薬剤師従業員)	1人につき月額 23,400円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 19,000円 + 4,400円)
・第3種組合員 (非薬剤師従業員)	1人につき月額 19,400円	(医療保険料+後期高齢者支援金等 15,000円 + 4,400円)
・第4種組合員 (75歳以上組合員)	1人につき月額 1,000円	(保健事業分として)
・家 族	18歳以上(※1) 1人につき月額 11,400円 18歳未満(※2) 1人につき月額 9,400円 (※1)18歳に達した日以後の最初の4月分から (※2)18歳に達した日以後の最初の3月分まで	(医療保険料+後期高齢者支援金等 (※1) 7,000円 + 4,400円 (※2) 5,000円 + 4,400円)
* 介護保険料 (40歳以上65歳未満)	1人につき月額 5,100円	

- 家族の方で、平成27年4月分(5/18引落し)から18歳以上の保険料となるのは、平成27年4月1日現在、18歳以上(生年月日が平成9年4月1日以前)の方です。
- 第4種組合員(75歳以上組合員)の保険料については、月額1,000円で変更はありません。
- 組合員の皆様には、5月初旬に4月分(5/18引落し)の『保険料納額告知書』を郵送し、保険料額をお知らせいたします。(保険料を事業所口座から引き落としている方は事業所宛に送付させていただきます。)